



平成25年度 高齢社会対策

第1

平成25年度の高齢社会対策

1 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策を、就業・年金等分野、健康・介護・医療等分野、社会参加・学習等分野、生活環境等分野、高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究の推進、全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築の各分野にわたり着実に実施する。

一般会計に予算における平成25年度の高齢社会対策の関係予算は、18兆9,977億円であり、各分野別では、就業・年金等分野10兆9,147億円、健康・介護・医療等分野8兆262億円、社会参加・学習等分野116億円、生活環境等分野36億円、高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究の推進273億円、全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築142億円となっている。

2 総合的な推進のための取組

○社会保障制度改革国民会議について

社会保障制度改革国民会議（会長：清家篤慶 應義塾長）は、平成24年通常国会で成立した「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号。以下「改革推進法」という。）に基づき設置され、設置期限は平成25年8月21日とされている。有識者15名の委員により構成され、高齢者医療制度を含む医療保険制度、介護保険制度、公的年金制度、少子化対策の4分野について、改革推進法が規定する社会保障制度改革の基本的な考え方や改革の基本方針に基づき、社会保障制度改革の更なる具体化に向けた議論を行っている。

第1回の会議は、平成24年11月30日に開催され、平成24年度は7回開催された。

平成25年度はこれまで4回開催された（平成25年5月9日現在）。

今後の社会保障制度改革については、改革推進法に基づき、自民党・公明党・民主党の3党による3党実務者協議の状況も踏まえながら、社会保障制度改革国民会議において議論を行うことになる。

第2 分野別の高齢社会対策

1 就業・年金等分野に係る基本的施策

(1) 全員参加型社会の実現のための高齢者の雇用・就業対策の推進

ア 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた取組

「雇用対策法」(昭和41年法律第132号)第10条に基づき、労働者の一人一人により均等な働く機会が与えられるよう、引き続き、労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化の徹底を図るべく、指導等を行う。

高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会(以下「生涯現役社会」という。)の実現に向けた取組として、地域の中核的企業をモデル企業に選定し、当該企業における取組を通じ、生涯現役社会実現に向けた地域の機運醸成を図るほか、高年齢者に対して高齢期の職業生活設計に係るセミナーを開催する等、生涯現役社会の実現に向けた環境整備を図る生涯現役社会実現事業を実施する。

また、平成25年度からは、企業における高年齢者の活用を促進するため、高年齢者の職域の拡大、作業環境の改善又は雇用管理制度の整備等を行う事業主を支援するとともに、定年を控えた高年齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主を支援し、高年齢者の雇用の維持を図る。

日本政策金融公庫(国民生活事業・中小企業事業)において、エイジフリーな勤労環境の整備を促進するため、高齢者(60歳以上)等の雇用等を行う事業者に対しては、雇用要件の緩和措置(2名以上から1名以上に緩和)を継続

する。

また、高齢者の活用に積極的な企業を表彰することで、そのような企業のすそ野を広げるため、高齢者を始めとした、多様な人材の能力を最大限発揮させることにより、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業を選定し、「ダイバーシティ経営企業100選」として表彰する。

イ 多様な形態による雇用・就業機会の確保

高年齢者の多様な就業ニーズに対応し、定年退職後等において、臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する者に対し、意欲や能力に応じた就業機会、社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センター事業について、シルバー人材センターと地方公共団体が共同して企画提案した事業を支援するほか、各シルバー人材センターにおける安全・適正就業の徹底や就業機会の拡大などの機能強化を支援することにより、各シルバー人材センターの会員が身近な地域で安心して働くことができるよう多様な就業機会を提供するとともに、適切な運営の確保を図る。

地域の事業主団体等と公共職業安定機関の参画の下、高年齢者の居住する身近な地域において雇用を前提とした技能講習、面接会、フォローアップ等を一体的に行うシニアワークプログラム事業を実施する。

ウ 高齢者等の再就職の援助・促進

「事業主都合の解雇」又は「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しなかったこと」により離職する高年齢離職予定者の希望に応じて、その職務の経歴、職業能力等の再

就職に資する事項や再就職援助措置を記載した求職活動支援書を作成・交付することが事業主に義務付けられており、交付を希望する高年齢離職予定者に求職活動支援書を交付しない事業主に対しては公共職業安定所が必要に応じて指導・助言を行う。なお、求職活動支援書の作成に当たっては、中高年齢者の有する豊富な職業キャリアの記載ができる「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」を求職活動支援書としても活用することが可能となっていることから、その積極的な活用を促す。

主要な公共職業安定所において高年齢求職者を対象に職業生活の再設計に係る支援や、特に就職が困難な者に対する担当者制による再就職支援等を行う。

また、高年齢者等の安定した就職の実現を図るため、常用雇用に向けて中高年齢者を一定期間試行的に雇用する事業主に対してトライアル雇用奨励金を支給するとともに、高年齢者等の就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成措置（特定求職者雇用開発助成金）を実施する。

さらに、再就職が困難である高年齢者の円滑な労働移動を強化するため、求職活動等のための休暇を1日以上与え、休暇日に通常の賃金の額以上の額を支払うとともに、再就職支援を民間の職業紹介事業者に委託し、再就職を実現した中小企業事業主に対して助成を行う労働移動支援助成金について、高年齢者の再就職を実現させた場合の助成を拡充する措置を実施する。

工 起業の支援

株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業・中小企業事業）において、高齢者等を対象に優遇金利を適用する融資制度（女性、若者／シニ

ア起業家支援資金）により開業・創業の支援を行う。

オ 知識、経験を活用した65歳までの雇用の確保

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年法律第68号）は事業主に対して、65歳までの雇用を確保するために継続雇用制度の導入等の措置（以下「高年齢者雇用確保措置」という。）を講じるよう義務付けており、高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対しては、公共職業安定所による指導等を実施するとともに、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザーによる技術的事項についての相談・援助を行う。

公務部門における高齢者雇用については、再任用制度の活用を基本とし、平成25年度から再任用の上限年齢が65歳に引き上げられたことも踏まえ、その推進を図る。

また、「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成25年3月26日閣議決定）に沿って、雇用と年金の接続を見据えた再任用制度の円滑な運用を図る。

(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮

ア 勤労者の職業生活の全期間を通じた能力の開発

職業生涯の長期化や働き方の多様化等が進む中、労働者が職業生活の全期間を通じてその能力を発揮できるようにするために、労働者の段階的・体系的な職業能力の開発・向上を促進し、ひいては人材の育成・確保や労働生産性の向上につなげる。

このため、職業訓練の実施や能力本位の労働市場の形成を支援するのみならず、個々人にあった職業生涯を通じたキャリア形成支援を推

進する。

イ ゆとりある職業生活の実現等

仕事と生活の調和の実現のため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に向けた取組を中心として、労働者の働き方・休み方の改革を進めており、年次有給休暇の取得促進などのための各種ツールの開発や、恒常的な長時間労働の実態にある業種や職種に重点化した対応など、労使の自主的な取組の支援を行う。

ウ 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進

(ア) 改正育児・介護休業法の円滑な施行

平成24年7月1日に全面施行された改正育児・介護休業法について、引き続き制度の内容を周知するとともに、企業において改正内容が定着し、法の履行確保が図られるよう事業主に対して指導等を行う。

(イ) 仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備

育児や介護を行う労働者が働き続けやすい環境整備を推進するため、両立支援助成金の支給を行う。

また、中高年を中心として、家族の介護のために離・転職する労働者が増加していることから、企業向けの仕事と介護の両立支援対応モデルを構築し、その周知を図るとともに、両立支援制度や仕事と介護の両立モデルなどを内容とする労働者向け事例集の作成等により、労働者の仕事と介護の両立を支援し、継続就業を促進する。

さらに、仕事と育児・介護等の両立支援のための取組を積極的に行っており、かつその成果があがっている企業に対し、公募により「均等・両立推進企業表彰」を実施し、その取組を

広く周知することにより、労働者が仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進する。

エ 多様な勤務形態の環境整備

(ア) 多様な働き方を選択できる環境の整備

パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号）に基づく是正指導や、専門家による正社員との均等・均衡待遇や正社員への転換に関する相談・援助のほか、事業主に対する職務分析・職務評価の導入支援や助成金の活用等により、正社員との均等・均衡待遇確保のための取組を推進する。

また、所定労働時間が短いながら正社員として適正な評価と公正な待遇が図られた働き方であり、育児・介護や地域活動など個々人のライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現させるものとして期待される「短時間正社員制度」について、その導入・定着を促進するため、制度を導入した事業主に対して支給する助成金等を活用するほか、制度導入支援マニュアルの配布や、「短時間正社員制度導入支援ナビ」の運営、人事労務担当者を対象にしたセミナーの実施等により、短時間正社員制度の概要や取組事例等についての情報提供等を行い、周知・啓発に努める。

(イ) 情報通信を活用した遠隔型勤務形態の開発・普及

政府では、テレワークが高齢者等の遠隔型勤務形態に資するものとして関係各省が連携し、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進している。

これに基づき、業務の効率化・高付加価値化による生産性の向上及び国際競争力の強化や災

害時の事業継続性の向上等に資する多様な働き方を実現する施策（テレワークの普及・推進等）の検討等を行う。

また、個々人の生活様式に合わせた柔軟な働き方を実現するテレワークの本格的普及を図るため、引き続き全国の企業等に対してテレワークの導入・運営に向けた専門家派遣を通じ、セキュリティレベル・業務内容等に応じたテレワーク優良導入モデルを確立する。さらに全国でセミナーを開催し、その普及を図る。

さらに、在宅勤務ガイドラインの周知・啓発、テレワーク相談センターでの相談活動や、事業主・労働者等を対象とした「テレワーク・セミナー」の開催等により、引き続き適正な労働条件下でテレワークの普及を図る。

(3) 公的年金制度の安定的運営

ア 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

平成25年度の基礎年金国庫負担割合は、年金特例公債によって、2分の1とし、平成26年度以降についても、消費税収により、2分の1を維持することとしている。

社会保障制度改革推進法では、今後の公的年金制度改革については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとしている。この方針に沿って、持続可能で安定的な公的年金制度の確立に取り組む。

イ 低年金・無年金問題への対応

年金の受給資格期間の短縮や、年金生活者支援給付金を支給など、平成24年度に成立した法律の円滑な施行に取り組む。

ウ 働き方やライフコースの選択に中立的な年金制度の構築

短時間労働者への社会保険の適用拡大や、産休期間中の社会保険料免除など、平成24年度に成立した法律の円滑な施行に取り組む。

エ 年金記録問題への対応・業務運営の効率化

日本年金機構については、厚生労働大臣が定めた中期目標に基づき、日本年金機構により作成された平成25年度計画を認可し、その着実な実施を求めることにより、公的年金制度の適切な運営の確保に努める。

具体的には、年金記録問題への対応については、平成24年度に引き続き、紙台帳等とコンピュータ記録の全件突合せを実施し、その結果についてお知らせしていくとともに、「もれ」や「誤り」が気になる記録についてご確認いただく「気になる年金記録、再確認キャンペーン」において、すべての個人の皆様へお知らせを送付し、心当たりの記憶を申し出ていただく取組を進める。

また、国民年金の適用事務については、住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳、34歳及び44歳到達者に対する届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続を確実に実施するとともに、国民年金の収納事務については、平成25年度の現年度納付率について平成21年度の納付実績を上回る水準を確保し、60.0%台に回復することを目標に、国民年金保険料収納事業受託事業者との連携・強制徴収業務を更に強化する。

厚生年金保険等の適用事務については、法務省の保有する法人登記簿情報を活用して未適用事業所の確実な把握を行い、引き続き加入勧奨に努めるとともに、厚生年金保険等の徴収事務については、長期・高額滞納があり、国税庁

への委任要件に該当する悪質な滞納事務所に對しては、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。

給付事務については、年金給付の請求書を受け付けてから年金が決定され、年金証書が請求者の方々に届くまでの所要日数を設定した「サービススタンダード」の達成状況を適切に把握し、引き続き迅速な事務処理を推進する。

この他、お客様と直接接する年金事務所等第一線の職員からの要望等に基づく業務運営の効率化や年金相談の充実、お客様サービスの向上、業務の公正性・透明性の確保などの取組を進めることとしている。

(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援

ア 企業年金制度等の整備

AIJ問題を契機として顕在化した厚生年金基金等をめぐる課題について、社会保障審議会年金部会の下に設置した「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の意見書をもとに、平成25年の通常国会に公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を提出する。

イ 退職金制度の改善

社外積立型の退職金制度を導入する等の改善を促進するとともに、中小企業における退職金制度の導入を支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進等の施策を推進する。

ウ 高齢期に備える資産形成等の促進

勤労者財産形成貯蓄制度の普及等を図ることにより、高齢期に備えた勤労者の自助努力による計画的な財産形成を促進する。

また、認知症高齢者等の財産管理の支援等に資する成年後見制度について周知する。

2 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策

(1) 健康づくりの総合的推進

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

健康寿命の延伸や生活の質の向上を実現し、健やかで活力ある社会を築くため、がんなど生活習慣病の一次予防に重点を置いた対策として平成12年度から進めてきた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が平成24年度で終了することから、平成23年10月にとりまとめた最終評価を基に「厚生科学審議会地域保険健康増進栄養部会」などで議論を行い、平成24年7月に今後10年間の国民健康づくり運動を推進するため、健康を支え、守るための社会環境の整備に関する具体的な目標等を明記した健康日本21（第二次）を告示した。

健康日本21（第二次）に基づき、地方公共団体、関係団体、企業などと連携し、健康づくりの取組の普及啓発を推進する「Smart Life Project」を引き続き実施していく。

さらに、健康な高齢期を送るためには、壮年期からの総合的な健康づくりが重要であるため、市町村が健康増進法に基づき実施している健康教育、健康診査、機能訓練、訪問指導等の健康増進事業の一層の推進を図る。

また、高齢化の進展等により今後も医療費の増加が見込まれる中で、国民皆保険を堅持していくためには、必要な医療は確保しつつ、効率化できる部分は効率化を図ることが重要であり、特定健診等の生活習慣病対策など中長期的な各般の取組を引き続き進めていく。

健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、「高齢者の体力づくり支援事業」として、生活基盤の比重が仕事中心から地域社会へ大きく移行する年齢層が、それぞれの適性や健康状

態に応じて無理なく継続できる運動・スポーツプログラムの普及啓発を行うとともに、高齢者の体力づくりに係るシンポジウムを開催する。

「第2次食育推進基本計画」に基づき、家庭、学校・保育所、地域等における食育の推進、食育推進運動の全国展開、生産者と消費者の交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化、食文化の継承のための活動への支援、食品の安全性の情報提供等を実施する。

高齢受刑者で日常生活に支障がある者の円滑な社会復帰を実現するため、引き続きリハビリテーション専門スタッフを配置する。

イ 健康づくり施設の整備等

一定の要件を満たした運動施設及び温泉施設を「運動型健康増進施設」、「温泉利用型健康増進施設」及び「温泉利用プログラム型健康増進施設」として認定し、健康を増進するための民間サービスの振興を図る。

また、散歩や散策による健康づくりにも資する取組みとして、地方公共団体等のまちづくりと一体となった「かわまちづくり」の推進を図る。

そのほかに、国有林野では、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した「レクリエーションの森」において、利用者ニーズに対応した施設整備等を行い、レクリエーションの場の提供を図る。

国立公園においては、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等についてバリアフリー化を推進するなど、高齢者にも配慮した自然とのふれあいの場の整備を実施する。

都市公園においては、健康づくりの様々な活動が広く行われるよう高齢者等にも配慮した整備を推進する。

ウ 介護予防の推進

要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業を推進するとともに、日常生活圏域で高齢者の生活の継続性が確保できるように、建物等の改修等により、介護予防サービス提供のための拠点整備を行う。

また、自立支援に効果の高い支援手法を明らかにする観点から、平成24年度から2年間かけて、13の自治体と協働して、二次予防事業対象者、要支援1から要介護2までの者を対象として、介護予防市町村強化推進事業を実施する。

(2) 介護保険制度の着実な実施

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることを可能とするために医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの基盤を強化する観点から、平成24年4月の介護報酬改定で、在宅サービスの充実と施設の重点化、自立支援型サービスの強化と重点化、医療と介護の連携・役割分担、介護人材の確保とサービスの質の向上を柱とする改定を行った。

また、近年の介護サービスを巡っては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況にあるため、第169回国会で「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」(平成20年法律第44号)が成立し、平成21年度介護報酬改定において、プラス3.0%の介護報酬改定を行い、平成21年度第一次補正予算において、平成23年度までの間介護職員(常勤換算)1人当たり平均月額15万円の賃金引き上げに相当する介護職員処遇改善交付金により介護職員の処遇改善に取り組んできた。平成24年度介護報酬改定におい

ても、プラス1.2%の改定を行い、これまでの処遇改善の取組が確実に継続されるよう、「介護職員処遇改善加算」を創設するなど、引き続き、これらの取組を着実に実施し、介護従事者の処遇改善を図る。

(3) 介護サービスの充実

ア 必要な介護サービスの確保

平成25年度においては、地域住民が可能な限り、住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケアシステム）の実現を目指すため、訪問介護と訪問看護が密接に連携した「定期巡回・随時対応サービス」や、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能をあわせ持つ「複合型サービス事業所」等の在宅サービス拠点の充実や、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者の住まいの整備等を進める。

また、認知症の人や要介護高齢者等に対する住まい、医療、介護、予防、生活支援のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を全国的に推進していくための手法として、全国の自治体に「地域ケア会議」の普及・定着を図る。

地域における高齢者支援の中核を担う地域包括支援センターでは、医療、介護の専門家など多職種が協働して個別事例のケア方針を検討し、高齢者の自立支援、認知症の人の地域支援等を推進するための「地域ケア会議」を実施し、市町村では地域課題の解決に向けた資源開発・政策形成等を行うための「地域ケア会議」を実施する。また国においては、「地域ケア会議」の運営ノウハウの蓄積、人材育成、体制づくり等を推進する事業を実施する。

あわせて、介護人材の確保のため、介護労働者の雇用管理改善や人材の参入促進に取り組

む。具体的に介護労働者の雇用管理改善については、労働環境の改善に役立つ介護福祉機器・雇用管理制度を導入する事業主への助成措置や、介護労働者の雇用管理全般に関する雇用管理責任者への講習を引き続き実施する。人材の参入促進を図る観点からは、介護に関する専門的な技能を身につけられるようにするための離職者訓練の充実を図るとともに、全国の主要なハローワークに設置する「福祉人材コーナー」において、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施することに加え、「福祉人材コーナー」を設置していない主要なハローワークにおいても、福祉分野の職業相談・職業紹介、職業情報の提供及び「福祉人材コーナー」への利用勧奨等の支援を実施していく。

また、今後の介護人材のキャリアパスを簡素で分かりやすいものにするため、ホームヘルパー研修の体系を見直し、在宅・施設を問わず必要となる基本的な知識・技術を修得する「介護職員初任者研修」を創設した。

平成24年度に引き続き、都道府県・市区町村、介護事業者、関係機関・団体等の協力を得つつ、「介護の日」に合わせ、国民への啓発のための取組を重点的に実施する。

イ 介護サービスの質の向上

介護保険制度の運営の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図るため、引き続き、実務研修及び現任者に対する研修を体系的に実施する。なお、研修水準の平準化を図るため、実務研修の指導者用のガイドラインを策定し周知する。また、地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員に対する助言・支援や関係機関との連絡調整等を行い、地域のケアマネジメント機能の向上を図っていく。

また、高齢者の尊厳の保持を図る観点から、

特別養護老人ホームにおけるプライバシーの保護に配慮するとともに、介護従事者等による高齢者虐待の防止に向けた取組を推進していく。

平成24年4月より、一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に喀痰吸引等の行為を実施できることとなった。平成25年度においては、引き続き各都道府県と連携のもと、研修等の実施を推進し、サービスの確保、向上を図っていく。

ウ 認知症高齢者支援施策の推進

今後、高齢者の増加に伴い認知症の人は更に増加することが見込まれていることから、平成24年9月に公表された「認知症施策推進5か年計画」の着実な実施を図り、全国の自治体で、認知症の人とその家族が安心して暮らしていける支援体制を計画的に整備する。

具体的には、①標準的な認知症ケアパスの作成・普及、②早期診断・早期対応、③地域での生活を支える医療サービスの構築、④地域での生活を支える介護サービスの構築、⑤地域での日常生活・家族支援の強化、⑥若年性認知症施策の強化、⑦医療・介護サービスを担う人材の育成の7つの視点に立って施策を推進する。

こうした施策の推進により、認知症高齢者ができる限り住み慣れた地域のよい環境で生活できるような体制をつくる。

(4) 高齢者医療制度の改革

ア 高齢者医療制度について

平成20年度に創設された新たな高齢者医療制度は、施行から6年目に入り、概ね定着しつつある。

今後も高齢者の増加等により医療費の増大が見込まれる中、高齢者が将来にわたり安心して医療を受けられるよう、その医療給付費を世代

間・世代内の公平に留意しつつ支えていくため、医療保険制度の財政基盤の安定化、保険料に係る負担の公平等とともに、今後の高齢者医療制度について、社会保障制度改革国民会議の議論等を踏まえ検討していく。

イ 地域における包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供

国民が、可能な限り住み慣れた地域で療養することができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目指し、医療・介護が連携して必要な支援を提供する必要がある。

平成25年度からの医療計画に、新たに「在宅医療について達成すべき目標、医療連携体制」等を明記すべきとされたことを踏まえ、地域医療再生基金を活用し、各都道府県が行う取り組みを支援する。また、地域において多職種がチームとして協働し、在宅医療・介護を提供する体制を構築するため、平成24年度より都道府県及び市町村単位で育成した人材が、地域で在宅医療・介護に関係する多職種を対象として行う研修を支援していく。

(5) 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進

ア 地域の支え合いによる生活支援の推進

住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、誰もが社会との「絆」を感じながら、安心して生活できる基盤を構築していくため、平成21年度より実施している「安心生活創造事業」の基本理念（抜け漏れのない把握、漏れのない支援、自主財源の確保）を引き継ぐとともに、これまでの安心生活創造事業の成果・課題を踏まえ、分野横断的な相談支援体制の構築や権利擁護の推進等を実施する総合的な取組へと拡充した「安心生活基盤構築

事業」を実施する。また、地域の支え合いを推進するため、地域福祉等推進特別支援事業において、高齢者等の地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組を行う自治体等への支援を行う。

さらに、「寄り添い型相談支援事業」として、ワンストップで電話相談を受け、必要に応じて、具体的な解決につなげるための面接相談、同行支援を行う事業を実施する。

イ 地域福祉計画の策定の支援

福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう地域福祉の推進に努めている。このため、福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進等を盛り込んだ地域福祉計画の策定の支援を引き続き行う。

3 社会参加・学習等分野に係る基本的施策

(1) 社会参加活動の促進

ア 高齢者の社会参加活動の促進

(ア) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ等や都道府県及び市町村が行う地域の高齢者の社会参加活動を支援する。また、国民一人一人が積極的に参加し、その意義について広く理解を深めることを目的とした「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」を平成25年10月に高知県で開催する。

また、高齢者の社会参加による生きがいづく

りを促進するため、高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先進的な取組事例等を活用した研究協議会を開催する。

さらに、学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」や、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、学習・体験・交流活動等を提供する「放課後子ども教室」、家庭教育に関する学習機会の提供等を行う「家庭教育支援」などを一体的・総合的に推進することなどにより、高齢者を含む幅広い世代の地域住民の参画による地域全体で子どもを育む環境づくりを支援する。

また、企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持っていきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となる活動を促進する「高齢者生きがい活動促進事業」を実施する。

ユニバーサルツーリズムに適した商品等の認定制度の検討、協議会等による受入体制強化、具体的な効用の検証やシンポジウムを通じた普及啓発等により、ユニバーサルツーリズムの更なる定着・普及を図る。

(イ) 高齢者の海外支援活動の推進

豊富な知識、経験、能力を有し、かつ途上国の社会や経済の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年齢者が、海外技術協力の一環として、途上国の現場で活躍できるよう、シニア海外ボランティア事業を独立行政法人国際協力機構を通じ引き続き推進する。また、団塊の世代の人々の知見を本事業に活用すべく情報提供、派遣形態・期間の多様化など参加しやすい環境を整備する。

(ウ) 高齢者の余暇時間等の充実

高齢者等がテレビジョン放送を通じて適切に情報を得ることができるよう、字幕放送、解説放送等の充実を図るため、平成19年10月に策定し、平成24年10月に見直しを行った行政指針の普及目標（平成29年度までに、字幕放送については対象の放送番組のすべてに字幕付与、解説放送については対象の放送番組の10%に解説付与、大規模災害等緊急時放送については、できる限りすべてに字幕付与する等）の達成に向けて、これまで放送局の自主的な取組を促してきたところであり、引き続き、字幕番組、解説番組等の制作に対する助成を行うこと等により、字幕放送、解説放送等の拡充を図っていく。

高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、東京及び地方都市において「高齢社会フォーラム」を開催する。

また、年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、「高齢社会フォーラム」等を通じて、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施する。

(エ) 高齢者の社会参加活動に資するICT利活用の推進

超高齢社会がもたらす政策課題を解決し、新たな社会モデルの確立に向けた情報通信技術（ICT）の在り方を検討するため、平成24年12月から「ICT超高齢社会構想会議」を開催しており、会議の基本提言において掲げられた、我が国が目指すべき3つのビジョン（「Ⅰ健康を長く維持して自立的に暮らす」、「Ⅱ生きがいをもって働き、社会参加する」、「Ⅲ新産業創出と

グローバル展開」）の実現に向けたICTの利活用方策について検討を進めていく。

イ 市民やNPO等の担い手の活動環境の整備

被災地における様々な社会的課題（高齢者の介護・福祉、買い物支援、まちづくり・まちおこしなど）をビジネスの手法を用いて解決するソーシャルビジネスを振興することで、被災地の高齢者や女性等の社会進出を促進し、被災地における新たな産業や雇用の創出による地域活性化を図る。

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、拡充された寄附税制の活用促進や改正特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知に向けた取組を行う。また、内閣府NPOホームページなどで、市民活動に関する情報の提供を行う。

さらに、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」を築いていくためには、地域住民やNPO等による社会活動の充実が必要不可欠であるという認識のもと、社会活動の中心的担い手となるリーダーを育成する「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」を実施する。平成25年度は、高齢者関連分野の日本青年9名をデンマークに派遣するとともに、デンマーク、ニュージーランド、英国から高齢者関連分野の青年リーダー13名を招へいし、それぞれ日本青年と各国青年リーダーとの意見交換や高齢者関係施設の訪問などを行う。

(2) 学習活動の促進

ア 学習機会の体系的な提供と基盤の整備

生涯学習の振興に向けて、平成2年に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定され推進体制の整備が図られた。その後、平成18年に改正された教育基

本法で生涯学習の理念（第3条）が、さらにこの理念の実現のため平成20年に改正された社会教育法でも「生涯学習の振興への寄与」が明示された（第3条2項）。これらの法律や中央教育審議会の答申等に基づき、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、「生涯学習社会」の実現のための取組を進める。

（ア）生涯学習の基盤の整備

全国生涯学習ネットワークフォーラムを開催し、行政や大学等の教育機関、NPO等の団体、企業等の様々な関係者の参加、協力の下、生涯学習を通じた新しい社会づくり・地域づくりについての研究協議等を行い、その成果を情報発信するとともに、今後の中長期的な取組を推進するため、様々な分野にまたがる関係者間のネットワークづくりを推進する。

また、都道府県及び市町村における社会教育行政の充実に資するため、優れた資質と専門的能力を有する社会教育指導者の養成等を図る。

（イ）学習成果の適切な評価の促進

様々な学習活動の成果が適切に評価される社会の実現に向け、各個人の学習成果を測る検定試験について、質の向上や信頼性の確保が図られるよう、引き続き、民間事業者等が主体的に行う評価の取組の普及に向けた支援を行うとともに、人材認証制度の評価・活用を推進するための仕組みを検討する。

また、高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構において、科目等履修制度などを利用し大学等の単位を修得した短期大学卒業者、高等専門学校卒業者、専門学校修了者等に対し、審査

の上、「学士」の学位授与を行う。

イ 学校における多様な学習機会の提供

（ア）初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

学校教育においては、生涯にわたって自ら学び、社会に参画するための基盤となる能力や態度を育むこととしている。このような観点から、新学習指導要領では、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校において、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動や、高齢者との交流活動等を含む体験活動の充実を図っている。

さらに、自治体における体験活動の推進を支援する「健全育成のための体験活動推進事業」において、小・中・高等学校が実施するボランティアや高齢者との世代間交流などの児童生徒の健全育成を目的とした体験活動に必要な経費の一部を補助する。

（イ）高等教育機関における社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人入試の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施などを引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進する。

また、大学等が、その学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、履修証明プログラムや公開講座を実施するなど高度な学習機会を提供することを促進する。

放送大学においては、テレビ・ラジオ放送などの身近なメディアを効果的に活用して、幅広く大学教育の機会を国民に提供する。

(ウ) 学校機能・施設の地域への開放

児童生徒の学習・生活の場であり、地域コミュニティの拠点でもある公立学校施設の整備に対し国庫補助を行うとともに、学校施設整備指針を示すこと等により、学校開放に向けて、地域住民の積極的な利用を促進するような施設づくりを進めていく。

また、小・中学校の余裕教室について、引き続き、地方公共団体が社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの転用を図れるよう、取組を支援していく。

ウ 社会における多様な学習機会の提供

(ア) 社会教育の振興

地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設等において、幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会の充実を促進する。

また、地域におけるきずなづくりや地域コミュニティの再生のため、高齢化問題等の地域の様々な現代的課題について、公民館等を中心に様々な主体が連携・協働して解決を図る取組を支援する。

(イ) 文化活動の振興

国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会の提供、国立の博物館等における高齢者に対する優遇措置やバリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実を通じて多様な文化活動の振興を図る。

(ウ) スポーツ活動の振興

高齢者の体力づくり支援事業を実施するとともに、「体育の日」を中心とした体力テストやスポーツ行事の実施等、各種機会を通じて多様なスポーツ活動の振興を図る。

(エ) 自然とのふれあい

国立公園等の利用者を始め、国民だれもが自然とふれあう活動が行えるよう、自然ふれあい施設や体験活動イベント等の情報をインターネット等を通じて提供する。

また、国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図るとともに、地方環境事務所等においてパークボランティアを養成し、その活動に対する支援を実施する。

(オ) 消費者教育の取組の促進

平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」(平成24年法律第61号)に基づき作成される「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等を踏まえ、消費者教育推進会議の運営等、今後の消費者教育に関する取組を推進する。

エ 勤労者の学習活動の支援

有給教育訓練休暇制度の普及促進などを図るとともに、教育訓練給付制度の活用により、勤労者個人のキャリア形成を支援し、勤労者の自己啓発の取組を引き続き支援する。

4 生活環境等分野に係る基本的施策

(1) 豊かで安定した住生活の確保

「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月閣議決定)に掲げた目標〔1〕安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、〔2〕住宅の適正な管理及び再生、〔3〕多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、〔4〕住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保)を達成するため、必要な施策を着実に推進する。

ア 次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進

(ア) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄の普及促進等を図るとともに、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業及び勤労者財産形成持家融資を行う。また、住宅ローン控除等の税制上の措置により、引き続き良質な住宅の供給を促進する。

(イ) 高齢者の持家ニーズへの対応

住宅金融支援機構において、親族居住用住宅を証券化支援事業の対象とするとともに、親子が債務を継承して返済する親子リレー返済（承継償還制度）を実施する。

(ウ) 将来にわたり活用される良質なストックの形成

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため、その構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理容易性等の性能を備え、適切な維持保全が確保される「認定長期優良住宅」の普及促進を図る。

イ 循環型の住宅市場の実現

(ア) 既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備

中古住宅・リフォームトータルプラン（平成24年3月策定）に基づき、住宅の検査・調査を行うインスペクションの普及促進を図るとともに、インターネットを活用したリフォーム事業者に関する消費者向けの情報提供の充実、かし担保責任保険の充実などの施策を推進する。

住宅・建築物省エネ改修等推進事業により、エコリフォームと併せて行うバリアフリー改

修・耐震改修について支援を行い、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化・耐震化を促進する。

(イ) 高齢者の高齢期に適した住宅への住み替え支援

高齢者等の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する高齢者等の住み替え支援制度の普及を図る。

また、同制度を活用して住み替え先住宅を取得する費用について、住宅金融支援機構の証券化支援事業における民間住宅ローンの買取要件の緩和を行う。加えて、高齢者が住み替える先のサービス付き高齢者向け住宅に係る入居一時金について、住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関のリバースモーゲージの推進を支援する。

さらに、旧住宅金融公庫の融資について、返済期間中に自ら居住する要件を緩和し、高齢者等が所有する戸建て住宅等を子育て世帯等へ賃貸することを可能とする。

ウ 高齢者の居住の安定確保

(ア) 良質な高齢者向け住まいの供給

平成23年10月の「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により創設された「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例、住宅金融支援機構による融資を合わせて支援を行う。

さらに、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットを構築するため、地方公共団体との連携を図りつつ、増加傾向にある民間賃貸住宅の空家をリフォームし、子育て世帯・障害者世帯等の住宅確保要配慮者向けに適切な契約・管

理の下で賃貸する事業について支援を行う。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、利用者を保護する観点から、前払金の返還方法や権利金の受領禁止の規定の適切な運用を引き続き支援する。

(イ) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」(平成13年国土交通省告示第1301号)の普及など住宅のバリアフリー化施策を展開する。住宅金融支援機構においては、高齢者自らが行う住宅のバリアフリー改修について高齢者向け返済特例制度を適用した融資を実施する。また、証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、バリアフリー性能等に優れた住宅に係る金利引下げを行う。さらに、住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関が提供する住宅改良等資金に係るリバースモーゲージの推進を支援する。

また、バリアフリー構造等を有する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例、住宅金融支援機構の融資による支援を行う。

(ウ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、原則として、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅及び都市再生機構賃貸住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様により建設する。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中高層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行う。都市再生機構賃貸住宅においても、中高層住宅の供給においてはエレ

ベーター設置を標準とする。

(エ) 住宅と福祉の施策の連携強化

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、都道府県において、高齢者の居住の安定確保のための計画を定めることを支援していく。また、生活支援・介護サービスが提供される高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進し、医療・介護と連携した安心できる住まいの提供を実施していく。

また、市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を実施するとともに、公営住宅等においてライフサポートアドバイザー等のサービス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進する。

(オ) 高齢者向けの先導的な住まいづくり等への支援

高齢者等居住安定化推進事業により、高齢者等の居住の安定確保に資する住まいづくり・まちづくり等を行う事業の提案を公募し、先導性や普及性等に優れた事業に対して補助を行う。

(カ) 公共賃貸住宅の適切な供給

老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建替え・改善を推進する。

(キ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公営住宅については、高齢者世帯向公営住宅の供給を行う。また、地域の実情に応じて、高齢者世帯の入居収入基準を一定額まで引き上げるとともに、入居者選考において優先的に取り扱うことを可能としている。

都市再生機構賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優

遇措置を行う。

(ク) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会が行う相談・情報提供等に対する支援を行う。

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、市町村に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づく基本構想の作成を働きかけるとともに、バリアフリー環境整備促進事業を実施する。

被災地において、高齢化の進行や人口減少等の社会構造変化や環境等に配慮したまちづくりを進めることが不可欠であるところ、環境価値、社会的価値、経済的価値を新たに創造し、「誰もが暮らしたいまち」・「誰もが活力あるまち」として復興するため、少子高齢化、環境対応等の分野でのモデル事業の実施を支援する。

イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

バリアフリー法に基づき、公共交通事業者等による旅客施設や車両等のバリアフリー化の取組を推進する。

このための推進方策として、鉄道駅等旅客ターミナルのバリアフリー化、ノンステップバス、福祉タクシーの導入等に対する支援措置を実施する。

また、移動はあらゆる生活活動に伴い発生する要素であり、また、就労、余暇を支える要素である。したがって、その障壁を取り除き、全ての人々が安全に安心して暮らせる道路交通環境づくりを行うことが重要な課題となっており、信号機、歩道等の交通安全施設等の整備を推進する。

高齢歩行者等の安全を確保するため、①幅の広い歩道等の整備、②歩道の段差・傾斜・勾配の改善、③道路の無電柱化、④立体横断施設へのエレベーターや傾斜路の設置、⑤歩行者用案内標識の設置、⑥歩行者等を優先する道路構造の整備、⑦自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、⑧生活道路における通過交通の進入及び速度の抑制並びに幹線道路における交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識、道路構造等の重点的整備、⑨バリアフリー対応型信号機の整備、⑩歩車分離式信号の運用、⑪携帯端末を用いて安全な通行に必要な情報提供及び信号機の青時間の延長を行う歩行者等支援情報通信システム（PICS）の整備、⑫信号灯器のLED（発光ダイオード）化を実施する。

また、生活道路において30km/hの区域規制や路側帯の設置・拡幅等を行う「ゾーン30」の整備を推進する。

積雪や凍結に対し、鉄道駅周辺や中心市街地等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要などところにおいて、歩道除雪の充実、消融雪施設等の冬期バリアフリー対策を実施する。高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、生活道路における交通規制の見直し、付加車線の整備、道路照明の増設、道路標識の高輝度化・大型化、道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」等の簡易パーキングエリア、高齢運転者等専用駐車区間の整備等、道路交通環

境の整備を実施する。

「心のバリアフリー」社会を実現し、ハード面のみならずソフト面も含む総合的なバリアフリー化を実現するため、高齢者等の介助体験・擬似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催等ソフト面での取組を推進する。

ユニバーサル社会に向けて、高齢者や障がい者を始め、誰もが積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することが重要であり、そのため外部有識者を含めた勉強会を通じて、バリアフリー経路案内及びハザードマップとの連携等にも活用できるICT（情報通信技術）による歩行者移動支援を推進する。平成25年度は、地方公共団体等がサービス導入の検討を行うためのガイドライン案の充実を図るとともに、視覚障がい者へのサービス提供や災害時の情報提供の在り方などについて検討を行う。

ウ 建築物・公共施設等の改善

バリアフリー法に基づき、建築物のバリアフリー化を引き続き推進するとともに、同法に基づく認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）のうち一定のものの整備に対して支援措置を講じることにより、高齢者・障害者等が円滑に移動等できる建築物の建築を促進する。

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。

都市公園については、バリアフリー法に基づく基準等により、高齢者や障害者を含むすべての人々が快適に利用できるよう、主要な園路の段差の解消、車いすでも利用可能な駐車場やト

イレの設置など、公園施設のバリアフリー化を推進している。また、社会資本整備総合交付金等の活用によって、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進している。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 ア 交通安全の確保

平成24年中の交通事故死者数のうち、高齢者の占める割合は半数以上となっており、今後、高齢化が更に進むことを踏まえると、高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題である。

高齢者にとって、安全で安心な交通社会の形成を図るため、平成23年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第9次交通安全基本計画」（計画期間：平成23～27年度）等に基づき、①生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備、②参加・体験・実践型の交通安全教育、③交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を対象とした家庭訪問による個別指導、④シルバーリーダー（高齢者交通安全指導員）を対象とした交通安全教育、⑤高齢運転者対策等の交通安全対策を実施する。

また、高齢者の歩行中・自転車乗用中の交通事故を減少させるため、高齢者による高齢者のための交通安全教育を実施することで、受講者の共感・理解が一層促進されることが考えられることから、高齢者を交通安全教育のためのシニア・リーダーとして育成する歩行者・自転車乗用者の交通安全教育のためのシニア・リーダー育成モデル事業を行う。

さらに、歩行中及び自転車乗車中の交通事故死者に占める高齢者の割合が高いことを踏まえ、高齢者、歩行者、自転車事故の削減に向けて、歩行者、自転車事故が多発する交差点等での対策の重点化や、歩行者、自転車、自動車が

適切に分離された空間の整備を図る。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、認知症等によってはいかいする高齢者を発見、保護する体制づくりを関係機関等と協力して推進する。

振り込め詐欺については、認知件数は前年とほぼ同件数で推移しているものの、一方で、特に高齢者の被害が多い現金受取型のオレオレ詐欺や還付金等詐欺の増加により、被害総額は大幅に増加している。また、オレオレ詐欺と同様に主に高齢者の被害が多い未公開株・社債等の取引を装う詐欺等が多発している。そこで、これらの詐欺に重点指向した取締活動を強化するとともに、高齢者への複線的な広報啓発活動、関係機関等と連携した官民一体となった予防活動を推進する。このほか、東日本大震災に絡み、震災に便乗した詐欺が依然として発生していることから、引き続き注意を呼び掛けるとともに、取締活動を推進する。

さらに、高齢者をねらう悪質商法等の取締りを推進するとともに、口座凍結等の被害拡大防止対策、悪質商法等からの被害防止に関する広報・啓発及び悪質商法等に関する相談活動を行う。加えて、高齢者に対する悪質商法による二次被害を防止するため、地方自治体と連携しながら、①定期的な電話による見守り、②協力を希望する高齢者宅への通話録音装置の配置による情報や証拠の収集にモデル事業として取り組み、被害防止と法執行強化の効果を実証的に把握する。

また、振り込め詐欺や利殖勧誘事犯の犯行グ

ループは、被害者や被害者になり得る者等が登録された、いわゆる「闇の名簿」を利用している。当該名簿登録者の多くは高齢者であり、今後更なる被害に遭う可能性が高いと考えられるため、捜査の過程で警察が入手したこれらの名簿をデータ化し、都道府県警察が委託したオペレーターがこれを基に電話による注意喚起を行うなどの被害防止対策を実施する。

加えて、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえ、市民を含めた後見人等を確保できる体制を整備・強化する必要があることから、平成24年度に引き続き、市町村において地域住民で成年後見に携わろうとする者に対する研修や後見活動が行われるよう支援していく。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援に関する法律」に基づき、養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待の状況について、平成24年度に引き続き必要な調査等を実施し、各都道府県・市町村における虐待の実態・対応状況の把握に努めるとともに、高齢者に対する虐待の防止等の取組が推進されるよう必要な支援を行っていく。

なお、支援を必要とする高齢者の実態把握や虐待への対応など、高齢者の権利擁護や総合相談窓口の業務を円滑に行うことができるよう、各市町村に設置された「地域包括支援センター」の職員に対する研修については、引き続き実施することとしている。

法務局・地方法務局等において、高齢者の人権問題に関する相談に応じるとともに、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を開始し、その結果、人権侵害の事実が認められた場合には、その排除や再発防止のための事案に応じた

適切な措置を講じるなどして、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努める。平成25年度においても、引き続き高齢者施設等の社会福祉施設において入所者等及び家族が気軽に相談できるよう、特設相談所を開設するほか、全国一斉の「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を設け、電話相談の受付時間を延長するとともに、休日も相談に応じるなど、相談体制を強化する予定である。

高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るべく、引き続き全国各地からの要請を元に「消費者問題出前講座」を実施するほか、消費者側の視点から注意点を簡潔にまとめたメールマガジン「見守り新鮮情報」を月2回程度配信する。

高齢者の周りの人々による見守りの強化の一環として、高齢者団体のほか障害者団体・行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、消費者トラブルの情報共有や、悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を図る。

なお、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」（平成24年7月公表）において取りまとめた、地方消費者行政における先進的・モデル的事例からなる取組事例集を活用して、地域における見守りも含めた先進的取組の地方自治体における普及・促進を図る。

ウ 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の災害時要援護者関連施設を守る土砂災害防止施設の整備、激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を引き続き図る。さらに、災害時における高齢者等災害時要援護者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「水防法」（昭和24年法律第193号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防

止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の高齢者等災害時要援護者が利用する施設への洪水予報又は土砂災害警戒情報等の伝達方法を定めることを進める。このような土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備のほか、土砂災害特別警戒区域（建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域）における災害時要援護者関連施設の建築の許可制等を通じて高齢者等の安全が確保されるよう、基礎調査や区域指定の促進等に関する支援を引き続き行っていく。

住宅火災で亡くなる高齢者等の低減を図るため、春・秋の全国火災予防運動を通じて「高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進」等を重点に地域が一体となって、住宅用火災警報器等の設置対策や防災品の普及促進を含めた総合的な住宅防火対策を推進する。

また、高齢者が安心して生活を営み、社会参加することができるよう、火災に対する安全性を効果的に確保するため、ユニバーサルデザイン等の観点を取り入れた消防用設備・機器等の導入・普及方策等の検討を進める。

現行の消防法令では、火災警報は音によるものとされており、音以外の警報装置は、その導入・普及がほとんど進んでいない状況である。このため、火災警報を高齢者・障がい者に的確に伝える装置の円滑な導入に向けて、公共的な施設をモデルとして、光による警報装置を設置し、効果的な設置・維持管理方法について検討を行う。

市町村における災害時要援護者の避難支援対策の取組状況を調査するとともに、先進的取組事例を紹介するなどして、市町村における災害

時要援護者の避難支援対策の取組を促進する。

なお、平成25年度において、情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により防災行政無線による放送（音声）のみならず、携帯メール等多様な手段を自動起動するための整備を促進する。

山地災害からの生命の安全を確保するため、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設が隣接している山地災害危険地区等について、治山施設の設置や荒廃した森林の整備等を計画的に実施する。

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）の見直しや「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を作成し、市町村に周知するとともに、市町村における取組が徹底されるよう、地方公共団体の担当者を対象とした全国キャラバンを実施する。

エ 東日本大震災への対応

東日本大震災に対応して、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を活用し、日常生活圏域で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災市町村が策定する復興計画等に基づき実施される、①小規模の特別養護老人ホーム・グループホーム等に加え、在宅サービス等を行う拠点の整備等や、②長期化する避難生活による高齢者等の日常生活を支えるため、当面必要となる、介護等のサポート拠点（応急仮設住宅での総合相談、高齢者等の活動支援等を包括的に提供）の整備に係る事業に対して財政支援を行う。

あわせて、介護保険において、被災された方を経済的に支援する観点から、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等の住民の方については、介護保険の利用者負担や保険料

の減免に対する財政支援を最長1年間することとしている。なお、警戒区域等以外の方については、自治体の判断により、引き続き、利用者負担等の減免措置を行った場合は、特別調整交付金を活用して、財政の負担が著しい場合に減免額の一定の額について財政支援を行うこととしている。

日本司法支援センター（法テラス）では、震災に起因する法的トラブルを抱え、経済的・精神的に不安定な状況に陥っている被災者を支援するため、震災以降の取組を継続し、「震災法テラスダイヤル」（フリーダイヤル）や被災地出張所における業務の適切な運用を行うなど、生活再建に役立つ法制度などの情報提供及び民事法律扶助を実施する。また、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年4月1日施行）に基づき、東日本大震災法律援助事業（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に平成23年3月11日において住所等を有していた者の東日本大震災に起因する紛争について、その者の資力状況にかかわらず、訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助を行う業務）を実施することとしている。

(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

誰もが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いていける範囲の身近な公園を始めとした都市公園等の計画的な整備を行っている。

また、良好な水辺空間の整備を行うことにより、河川等は、高齢者にとって憩いと交流の場を提供する役割を果たしている。

イ 活力ある農山漁村の形成

「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月閣議決定)を踏まえ、農村高齢者がいきいきと活躍できる環境づくりのため、農村の高齢者が、農業に関する豊富な知識や技術、経験を活かし、新規就農者など地域の農業者等の育成や技術指導を行う取組を支援するとともに、高齢者活動支援施設等の整備を実施する。

また、集落が市町村、NPO法人等多様な主体と連携を行い、農山漁村の持つ豊かな自然と「食」を健康等に活用する取組を支援する。

さらに、社会福祉法人等が高齢者のデイサービスの一環として利用する農園の整備や、高齢者を対象とした生きがい農園の整備を実施する。

農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図る。

また、高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、農山漁村における農業施設等のバリアフリー化等の整備、高齢者等による農作業中の事故が多い実態を踏まえ、地域ぐるみでの農作業安全活動を実践する体制の整備を促進するとともに、高齢農業者の安全意識を効果的に高める啓発方法の検討及び農作業安全の全国運動を実施する。

さらに、近年、高齢化の進展や食料品小売店・飲食店数の減少等社会・経済構造の変化によって、中山間地域はもとより都市部においても、住民に食料品の購入や飲食に不便や困難をもたらす「食料品アクセス問題」が発生しており、地域の実態に応じた有効な食料品のアクセ

ス改善を図ることが緊急の課題となっている。このため、食料品へのアクセスが困難となっている地域において、高齢者等への食料品の円滑な提供を図るため、民間事業者等が「食料品アクセス問題」を抱える市町村等と連携して行う地域の実態を踏まえた取組を支援する。

加えて、「水産基本法」(平成13年法律第89号)に基づき策定された「水産基本計画」(平成24年3月閣議決定)を踏まえ、高齢者に配慮した施設整備を実施する。

5 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策

(1) 高齢者向け市場の開拓と活性化

ア 医療・介護・健康関連産業の強化

公的保険に依存しない医療・介護機関と民間サービス事業者等が連携した新たなサービス産業創出のため、事業化に対する支援を行うとともに、必要な事業環境の整備に向けた調査・検討を行う。

イ 不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化

医療・介護従事者不足や医師の診療科偏在・地域偏在の課題等の解決のための取組として、平成25年度も引き続き、地域医療支援センターの拡充、チーム医療の推進等を行っていく。医学部入学定員については、平成24年11月に入学定員の上限を125名から140名まで引き上げたところであり、これを踏まえて医学部全体の入学定員の増員を引き続き行っていく(平成25年度は50人増員予定)。また、病床に応じた医療資源の投入を行い、効率的・効果的な質の高い医療サービスを安定的に提供できる体制の構築に向けた取組を進める。

また、地域包括ケアの推進等により住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような体制整備を目指して、引き続き在宅での医療と介護の連携の推進など、制度、報酬及び予算面から包括的に取組を行う。

ウ 地域における高齢者の安心な暮らしの実現

平成25年度においても、地域主導による地域医療の再生や在宅介護の充実を引き続き図っていく。そのため、介護関係者のみならず、医療関係者や地域住民などの多職種で地域の課題把握等を行う「地域ケア会議」の取組の推進や、情報通信技術の活用による在宅での生活支援ツールの整備などを進め、そこに暮らす高齢者が自らの希望するサービスを受けることができる社会を構築していく。

高齢者が安心して健康な生活が送れるようになることで、生涯学習や、教養・知識を吸収するための旅行など、新たなシニア向けサービスの需要も創造される。また、高齢者の起業や雇用にもつながるほか、高齢者が有する技術・知識等が次世代へも継承される。こうした好循環を可能とする環境を整備していく。

(2) 超高齢社会に対応するための調査研究等の推進と基盤整備

ア 医療関連分野におけるイノベーションの推進

国民が安心して利用できる最新の医療環境を整備する。また、我が国のものづくり力を活かし、世界に先駆けて我が国発の革新的医薬品・医療機器を開発するとともに再生医療を推進し、医療関連分野におけるイノベーションを一体的に推進する。これにより、健康長寿社会の実現と我が国の経済成長の実現、積極的な海外

市場への展開を目指す。

イ 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

高齢者の介護予防や健康保持等に向けた取組を一層推進するため、要介護状態になる大きな要因である認知症、ロコモティブ・シンドローム（運動器症候群）等に着目し、それらの予防、早期診断及び治療技術等の確立に向けた研究を行う。

がん対策については、「がん対策基本法」（平成18年法律第98号）に基づく「がん対策推進基本計画」（平成19年6月閣議決定）（以下「基本計画」という。）により推進してきたが、その策定から5年が経過し、新たな課題が明らかになってきたため、平成24年6月、新たな基本計画を閣議決定した。新たな基本計画では、従来の個別目標に加え、がん患者に対する職場における理解の促進、相談支援体制の充実等を通じ、がんになっても安心して働き暮らせる社会を構築することなどについて、新たに目標を設定した。がん研究についても、従前の取組に加え、新たながん診断・治療法やがん予防法など、がん患者の視点による実用化を目指した研究を効率的に推進することとしている。

また、がん・生活習慣病等の疾患の早期診断・治療薬開発に資する分子イメージング技術の実証に向けた研究等を行うとともに、次世代のがん医療の実現に向けて、革新的な基礎研究の成果を厳選し、診断・治療薬の治験等に利用可能な化合物等の研究を推進する。さらに、こうした成果も活用しつつ、個人に最適な医療の実現に向けた取組を引き続き推進する。

微小ながんを超早期に発見し、がんの特性を正確に把握するための画像診断システム等や、微小ながんを追跡しながらピンポイントで治療

する次世代放射線治療機器等の研究開発を行う「がん超早期診断・治療機器総合研究開発プロジェクト」、生体内において幹細胞の増殖・分化・再生を促進する次世代再生医療技術や、小柄な体格にも適用可能な小型の埋込み型補助人工心臓の研究開発を行う「次世代機能代替技術研究開発事業」を引き続き推進する。また、中小企業等のものづくり技術を活かして、医療現場の課題・ニーズに応える医療機器の開発・改良を推進するため、①医療現場からのニーズが高く、課題解決に資する研究課題を選定し、②優れたものづくり技術（切削、精密加工、コーティング等）を有する中小企業等と、それらの課題を有する医療機関や研究機関等とが連携した「医工連携」による医療機器の開発・改良について、③臨床評価、実用化までの一貫した取組を実施する。

ウ 高齢者の自立・支援等のための医療・リハビリ・介護関連機器等に関する研究開発

高齢者等の自立や社会参加の促進及び介護者の負担の軽減を図るためには、高齢者等の特性を踏まえた福祉用具や医療機器等の研究開発を行う必要がある。

そのため、福祉用具及び医療機器については、福祉や医療に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、短期間で開発可能な福祉用具・医療機器の民間による開発の支援等を行う。

その研究開発の一つとして、高齢者の生活支援・社会参加拡大などに寄与するため、日常生活における行動・コミュニケーション支援において必要となる簡単な動作や方向、感情などを強く念じた際に生じる脳からの信号を利用し、移動支援機器やコミュニケーション支援機器などに伝えることを日常的に可能とする技術の研

究開発を引き続き推進する。

また、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」（平成5年法律第38号）に基づき、福祉用具の実用化開発を行う事業者に対する助成や、研究開発及び普及のために必要な情報の収集・分析及び提供を実施する。

介護等の分野で役立つサービスロボットについて、対人安全基準、安全検証手法の確立及び国際標準化に向けた取組を引き続き推進する。

さらに、民間企業等が行う高齢者や介護従事者等の現場のニーズに応えるロボット技術の研究開発を支援する。

また、開発の早い段階から介護現場のニーズを伝達し、試作機器について介護現場での実証（モニター調査・評価）等を行い、介護ロボットの実用化を支援する。

エ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、引き続き、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対する助成等を行う。

また、最先端の情報通信技術等を用いて、運転者に対し、周辺交通状況等をカーナビゲーション装置を通じ視覚・聴覚情報により提供することで危険要因に対する注意を促す安全運転支援システム（DSSS）やITSスポット等、高齢者等の安全快適な移動に資するITS（高度道路交通システム）の研究開発及びサービス展開を実施する。

オ 高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究

（ア）政策研究調査

平均寿命が延びて人生が長期化している現

在、将来を見据えて健康や能力開発、社会参加、資産等について「人生90年時代」への備えが必要となるが、高齢期に向けた準備が不足していると考えられるため、高齢期に向けての「備え」に関する意識を把握し、若いうちからの「人生90年時代」を前提にした備えを促進する方策を検討する「政策研究調査」を実施する。

(イ) 高齢社会対策総合調査・研究等

高齢社会対策総合調査として高齢社会対策の施策分野別にテーマを設定して高齢者の意識やその変化を把握している。平成25年度は、主として社会参加分野に関連して、地域社会への参加に関する高齢者の意識を把握するため「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」を実施する。

また、高齢者等の安全・安心な生活の実現のために、独立行政法人科学技術振興機構が実施する戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）において、研究者と関与者との協働による社会実験を含んだ、高齢社会の問題解決に資する研究開発を推進する。

(ウ) 中高年齢層の歩行中死亡事故抑止のための段階的教育手法に係る調査研究

交通事故死者数のうち横断歩行中死者の特徴を見ると、年齢層別では50歳代から死亡者数が増加の一途をたどり、70歳代半ばから急激に増加することから、横断行動について年齢層別の要因等を把握・分析し、よりきめ細かな交通安全教育に資するための調査研究を実施する。

(エ) 高齢者講習の在り方に関する調査研究

平成21年6月の改正道路交通法施行から4年

を迎えることから、受講者の負担の軽減を図りつつ、高齢者の安全運転を支援するため、高齢者講習受講前後における交通事故発生率の推移、被験者及び講習指導員のアンケートなど効果的な高齢者講習の在り方について調査研究を実施する。

(オ) 視野と安全運転の関係に関する調査研究

現在、運転免許を取得する際の適性試験や運転免許証を更新する際の適性検査等における視野の測定については、一眼が見えない者のみを対象として実施しており、また、その合格基準は水平方向に150度とされ、上下方向については規定していないところである。しかし、特に高齢者のなかには、両眼が見える者であっても、視力が維持されたまま視野が狭くなっている者もあり、実際に、網膜色素変性症により視野狭窄になっていることに気付いていない運転者による死亡事故も発生していることから、高齢者を対象とした上下方向を含めた視野に係る検査等の要否について検討を行うため、視野と安全運転の関係に関する調査研究を実施する。

6 全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策

(1) 全員参加型社会の推進

ア 若年者雇用対策の推進

厳しい就職環境が見込まれる新卒者・既卒者の就職支援を強化するとともに、ハローワークにおけるフリーター等に対する正規雇用の実現に向けた支援を行うことにより、我が国の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、若者の雇用対策を推進する。

(ア) 大学などの新卒者・既卒者に対する就職支援の推進

新卒応援ハローワークにジョブサポーターを配置し、大学等を定期的に訪問し、出張相談やセミナー、大学等が主催する企業説明会等に参加する企業の確保等の支援を行う。また、あらゆる機会を捉えて大学等に対して新卒応援ハローワークの周知に努めるとともに、大学等の未就職卒業者を減少させるため、ジョブサポーターの全校担当制や、大学などへのジョブサポーターの相談窓口設置・出張相談の強化等を行う。

(イ) 若者と中小企業とのマッチング強化

若者と中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な「若者応援企業」の周知や面接会の開催等を行い、若者の就職支援を推進する。

(ウ) フリーター等の正規雇用化の推進

正規雇用を目指すフリーター等への就職支援を行う拠点である「わかものハローワーク」などを通じて、フリーター等に対し、就職支援ナビゲーター等を活用した担当者制によるきめ細かな個別支援や予約制による職業相談・職業紹介、履歴書の作成指導等を行う。

また、職業経験、技能、知識から安定的な就職が困難なフリーター等について、原則3か月間試行的に雇用し、その後の正規雇用への移行を図る「トライアル雇用奨励金」の活用を推進する。

イ 雇用・就業における女性の能力発揮

労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）に沿った男女均等取扱いが徹底されるよう周知啓発、指導を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行う。

また、実質的な男女労働者間の均等を確保するためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指す企業の自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）が不可欠である。このため、企業が具体的な取組を行うことができるよう必要な助言及び情報提供を積極的に行い、ポジティブ・アクションの一層の促進を図る。具体的には、企業に対する取組促進の直接的な働きかけやポジティブ・アクション情報ポータルサイトを活用した女性の活躍状況の情報開示の促進、「均等・両立推進企業表彰」の実施、経営者団体と連携し開催する「女性の活躍推進協議会」の開催、ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」の活用促進等を通じて企業が自主的かつ積極的にポジティブ・アクションに取り組むことを促す。個別企業の女性の活躍状況を内閣府ホームページに掲載することにより、企業における女性の活躍促進を図る。

さらに、男女労働者間の格差について企業内での実態把握や気づきを促す「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」や「業種別『見える化』支援ツール」の作成・普及により、ポジティブ・アクションの具体的取組を支援するとともに、メンター制度等導入マニュアルの普及やメンター、ロールモデルの確保が難しい中小企業の女性労働者がネットワークを作り、女性の相互研鑽、研修等を行う仕組み作りにより、女性労働者が就業を継続していけるような環境づくりを支援する。

また、「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、農業経営や6次産業化の取組等において女性の更なる活躍を推進するため、補助事業の実施に当たって、プランづくりへの女性の参画や女性による事業活用の促進等、女性の能力発揮を促進する施策を実施する。

さらに、女性の活用に積極的な企業を表彰することで、そのような企業のすそ野を広げるため、東京証券取引所と共同で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を、「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄（「なでしこ銘柄」）として選定する。また、女性を始めとした、多様な人材の能力を最大限発揮させることにより、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業を選定し、「ダイバーシティ経営企業100選」として表彰する。

ウ 非正規雇用労働者対策の推進

非正規雇用対策については、日本経済全体の持続的な発展を目指すという観点からとりまとめたビジョン（平成24年3月とりまとめ）や「非正規雇用労働者の能力開発抜本強化に関する検討会」報告書（平成24年12月とりまとめ）などに基づいて、非正規雇用で働く労働者の企業内でのキャリア・アップを総合的に支援する。

具体的には、正規雇用転換、人材育成、処遇改善などに向けたガイドラインを活用するとともに、事業主のこれらの取組を促進する包括的な助成措置など、ハローワークによる事業主支援体制を強化する。

こうした取組のほか、派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者といった非正規雇用の態様ごとの法制面での対応として、改正労働者派遣法（平成24年3月成立）の着実な実

施を進めるとともに、改正労働契約法（平成24年8月成立）の周知等を行う。

また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保、正社員への転換を推進するため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく指導、専門家による相談・援助、助成措置の活用による支援、職務分析・職務評価の導入支援等を行う。

エ 子育て支援施策の総合的推進

子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、平成22年度から平成26年度までの5年間で目指すべき施策内容と数値目標を盛り込んだ、「子ども・子育てビジョン」に基づき、総合的な子育て支援を推進していく。

また、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」に沿って、待機児童解消に積極的に取り組む地方自治体に対して保育所整備等の補助率嵩上げを実施するなど、平成25年度においても待機児童の解消のための取組を推進する。

子ども・子育て関連3法に基づく新たな子ども・子育て支援制度は、平成27年に予定されている消費税率10%への引き上げの時期に合わせ、早ければ平成27年4月に本格施行となる予定である。

このため、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、平成25年4月に内閣府に設置した子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援の意義や施策に関する基本的事項等について定めた基本指針や各種の基準等について、順次検討を行っていく。

高齢社会対策関係予算分野別総括表（平成24年度、25年度）

事 項	平成24年度当初予算案	平成25年度予算案	対前年度増△減額
	百万円	百万円	百万円
1 就業・年金等分野に係る基本的施策	8,510,000 (45,644,773) 〈 - 〉	10,914,688 (46,084,898) 〈 - 〉	2,404,688 (440,125) 〈 - 〉
(1) 全員参加型社会の実現のための高齢者の雇用・就業対策の推進	9,250 (240,135) 〈 - 〉	9,050 (219,621) 〈 - 〉	△ 200 (△ 20,514) 〈 - 〉
(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮	124 (266,436)	140 (339,541)	16 (73,105)
(3) 公的年金制度の安定的運営	8,500,178 (45,129,792)	10,905,045 (45,517,266)	2,404,867 (387,474)
(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援	448 (8,410)	453 (8,470)	5 (60)
2 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策	7,607,617 (7,824) 〈 - 〉	8,026,245 (4,870) 〈 - 〉	419,747 (△ 1,906) 〈 - 〉
(1) 健康づくりの総合的推進	12,061 (0)	11,317 (0)	△ 744 (0)
(2) 介護保険制度の着実な実施	2,414,986	2,563,119	148,133
(3) 介護サービスの充実	5,856 (6,776) 〈 - 〉	6,070 (4,870) 〈 - 〉	214 (△ 1,906) 〈 - 〉
(4) 高齢者医療制度の改革	5,174,715 (1,048)	5,445,739 (0)	272,143 (0)
(5) 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進	0 (0)	- (0)	- (0)
3 社会参加・学習等分野に係る基本的施策	11,874	11,601	△ 273
(1) 社会参加活動の促進	3,240	3,594	354
(2) 学習活動の促進	8,634	8,007	△ 627
4 生活環境等分野に係る基本的施策	7,075 (101) 〈 - 〉 [0]	3,637 (215) 〈 - 〉 [0]	△ 3,438 (114) 〈 - 〉 [0]
(1) 豊かで安定した住生活の確保	- (-) 〈 - 〉	- (-) 〈 - 〉	- (-) 〈 - 〉
(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進	6,459 (-) 〈 0 〉	3,079 (215) 〈 0 〉	△ 3,380 (0) 〈 0 〉
(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護	392 (14)	262 (0)	△ 130 (△ 14)
(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成	223 (87) 〈 0 〉	296 (-) 〈 0 〉	73 (-) 〈 0 〉
5 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策	29,588 (5,607)	27,305 (3,936)	△ 2,283 (△ 1,671)
(1) 高齢者向け市場の開拓と活性化	700 (0)	712 (0)	12 (0)
(2) 超高齢社会に対応するための調査研究等の推進と基盤整備	28,888 (0)	26,593 (3,936)	△ 2,295 (3,936)
6 全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策	8,617 (1,491,564)	14,248 (1,485,650)	5,631 △ 5,734
(1) 全員参加型社会の推進	8,617 (1,491,564)	14,248 (1,485,650)	5,631 (△ 5,734)
総 計	16,174,772 (47,149,869) 〈 - 〉	18,997,723 (47,579,569) 〈 - 〉	2,824,070 (430,928) 〈 - 〉

高齢社会対策関係予算分野別総括表（平成23年度）

事 項	平成23年度当初予算案	平成23年度決算額
	百万円	百万円
1 就業・所得	10,887,619 (45,117,721) 〈 - 〉	10,878,051 (42,743,717) 〈 - 〉
(1) 高齢者の雇用・就業の機会の確保	9,211 (198,386) 〈 - 〉	9,211 (203,087) 〈 - 〉
(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮	195 (265,473)	98 (265,222)
(3) 公的年金制度の安定的運営	10,877,778 (44,645,078)	10,868,332 (42,266,876)
(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援	436 (8,784)	410 (8,532)
2 健康・福祉	7,190,475 (2,168,358) 〈 - 〉	7,144,376 (1,862,275) 〈 - 〉
(1) 健康づくりの総合的推進	13,896 (0)	13,471 (0)
(2) 介護保険制度の着実な実施	2,282,393	2,267,961
(3) 介護サービスの充実	6,852 (11,753) 〈 - 〉	9,216 (8,724) 〈 - 〉
(4) 高齢者医療制度の改革	4,879,033 (0)	4,845,341 (0)
(5) 子育て支援施策の総合的推進	8,302 (2,156,605)	8,387 (1,853,550)
3 学習・社会参加	13,134	14,308
(1) 生涯学習社会の形成	9,565	10,792
(2) 社会参加活動の促進	3,569	3,516
4 生活環境	6,450 (86) 〈 - 〉 [0]	9,519 (77) 〈 - 〉 [0]
(1) 安定したゆとりある住生活の確保	- (-) 〈 - 〉	- (-) 〈 - 〉
(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進	5,933 (-) 〈 0 〉	9,139 (-) 〈 0 〉
(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護	178 (-)	139 (-)
(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成	339 (86) 〈 0 〉	241 (77) 〈 0 〉
5 調査研究等の推進	26,614 (-)	31,525 (-)
(1) 各種の調査研究等の推進	25,237 (-)	30,146 (-)
(2) 調査研究等の基盤の整備	1,378 (0)	1,379 (0)
総 計	18,124,293 (47,286,165) 〈 - 〉	18,077,779 (44,606,069) 〈 - 〉

(注1) 本予算は、「高齢社会対策大綱」（平成13年12月28日閣議決定）の重点課題別項目に従い、一般会計、及び特別会計について整理している。

(注2) 予算額における数字のみの記載は一般会計、()内は特別会計、〈 〉内は財政投融资を示す。

(注3) 高齢社会対策分の予算額、決算額が特掲できないものについては、「-」として表示している。

(注4) 大綱の改定により、平成24年度から項目が変更された。